

## 実施要領の変更について

平成20年度環境技術実証事業実施要領について、平成19年度環境技術実証モデル事業実施要領からの主な変更点は以下のとおり。

該当箇所	変更内容	備考
第1部 国負担体制による実施方法 第2章 対象技術分野の選定	既存の他の制度において技術認証実証等が実施されていない技術分野（ただし、地方公共団体等で既に技術実証等を実施されているが、環境省がそれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。）	○地方公共団体等とのいっそうの連携を図る観点から。
第1部 国負担体制による実施方法 第9章 データベースの作成 1.	環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。	○事業成果の効果的発信によるいっそうの社会還元及び実証メリット向上を図る観点から。
第1部 国負担体制による実施方法 第10章 ロゴマークの使用 2. 使用の範囲及び制限 (4) 第2部 手数料徴収体制による実施方法 第10章 ロゴマークの使用 2. 使用の範囲及び制限 (4)	ユーザーが、 <u>実証試験結果報告書が承認された対象技術を使用する場合においては、別途定める「環境省環境技術実証事業ロゴマーク（ユーザー使用表示）」を使用することができる。</u>	○環境技術普及のインセンティブ及び実証メリットの向上を図る観点から。

<p>第2部 手数料徴収体制による 実施方法 第1章 実証事業の実施体制 3.</p>	<p>また、<u>実証運営機関は、該当する分野の環境技術の普及を図るために積極的な情報発信等の取組を行うことが望ましく、</u> また、環境省が当該事業に係る広報事業等を実施する際には、<u>実証運営機関は該当分野のとりまとめを行うことができる。</u></p>	<p>○実証運営機関の主体的な技術普及への取組を期待する観点から。</p>
<p>第2部 手数料徴収体制による 実施方法 第3章 実証運営機関の選定 1. 実証運営機関の選定の手続き (5)</p>	<p>環境省は、<u>事業の適切な運営に資する等の合理的な理由があり、かつ（3）で選定した実証運営機関の業務実績が良好である場合は、適当な期間において、モデル事業期間（平成19年度まで）の特例措置として、合理的理由がある場合には、（1）～（3）に規定する実証運営機関の公募を省略することができる。</u></p>	<p>○事業の継続性による円滑・適切な運営に配慮する観点から。</p>
<p>(別紙2) 環境技術実証事業のロゴマーク</p>		<p>○ロゴ変更</p>